

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局総務課長

（ 公 印 省 略 ）

医療機関における安全管理について

今般、医療機関において点滴袋の損壊など、患者の安全を脅かす事案が続いております。

これらの事案については、現在、警察の捜査中であり、その詳細は不明であります、最近の事例を参考に、留意すべき事項例をとりいそぎ下記のとおり整理しました。

ついては、管下の各医療機関において、下記の取扱いを再度確認した上で、徹底を図っていただくよう周知方お願いいたします。

なお、今後も新たな情報を得た場合、必要に応じて情報を提供してまいりますので、適宜対応をお願いいたします。

記

1. 医薬品の使用前には、容器やふた（汚染防止用のシールを含む。）の損壊や異物混入等がないかダブルチェックなどにより確認すること。
2. 注射薬の混合調製を行う場合は、定められた環境、手順を遵守するとともに、処方箋・ラベル・注射薬の照合をダブルチェックなどにより確実にを行い、調製後は原則として速やかに使用すること。
3. 医薬品の保管に当たっては、適切な在庫・品質の管理を行うとともに、必要に応じ施錠管理等、盗難・紛失防止の対策をとること。